

(人手不足対策推進事業)

**平成 30 年度 I o T 等活用モデル構築事業**  
**≪A事業≫ものづくり企業の I o T 導入モデル**  
**≪B事業≫ものづくり企業の I o T システム開発モデル**  
**業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

## 1 趣旨

本事業は、中小企業における生産性向上や人手不足対策、新たな価値の創出といった諸課題の解決を目的に、導入費用や効果の検証として、以下の内容を委託するものであり、本要領において当該事業に係る企画提案（公募型プロポーザル）への参加要件、手続き、審査等を定める。

≪A事業≫ 中小企業での展開が容易な I o T 等を導入するモデル構築

≪B事業≫ 中小企業の実情に応じ I o T システムを新たに設計・開発して構築・運用段階におけるノウハウ蓄積を行うモデル構築

## 2 公募概要

- (1) 業務名：平成 30 年度 I o T 等活用モデル構築事業  
    ≪A事業≫ものづくり企業の I o T 導入モデル  
    ≪B事業≫ものづくり企業の I o T システム開発モデル
- (2) 実施方法：委託による実施
- (3) 委託者：山形県
- (4) 業務内容：別紙 1 「平成 30 年度 I o T 等活用モデル構築事業業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間：契約締結の日から平成 31 年 3 月 8 日（金）
- (6) 費用上限：≪A事業≫ 1 件あたり 100 万円以内（消費税及び地方消費税を含む）  
    ≪B事業≫ 1 件あたり 500 万円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 委託件数：≪A事業≫ 5 件  
    ≪B事業≫ 2 件
- (8) 契約方法：公募型プロポーザルによる地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

## 3 公募スケジュール

平成 30 年 5 月 25 日（金）	公募要領交付開始
平成 30 年 6 月 15 日（金）	参加申込書提出期限、質問書提出期限
平成 30 年 6 月 29 日（金）	企画提案書提出期限
平成 30 年 7 月中旬（予定）	企画提案審査会の実施
平成 30 年 7 月下旬（予定）	委託事業者の決定、公表

## 4 応募資格（参加要件）

公募型プロポーザルに応募できる者は、次の条件を満たす単体企業又は本件業務受託のために結成された共同企業体（以下、共同企業体という。）であって、それぞれ次に掲げる要件の

すべてを満たしている者とする。

なお、共同企業体として応募する場合は、幹事企業を決め、幹事企業が企画提案書を提出すること。

#### (1) 応募するすべての者が満たすべき資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していないこと
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ④ 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ⑤ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと
- ⑥ 労働保険料を滞納している事業主でないこと(支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)
- ⑦ 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正または再生手続きを行っていないこと
- ⑨ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと
- ⑩ 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められること

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

#### (2) 単体企業としての資格要件

- ① 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 県内に主たる事業所を有すること。

- ④ 本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

### (3) 共同企業体としての資格要件

- ① 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ システム開発などの経験を有する企業等とシステムを業務に活用する県内企業（県内に事業所を有する法人）等で構成すること。
- ④ 共同企業体構成員の1法人以上が、県内に主たる事業所を有すること。
- ⑤ 共同企業体構成員のいずれの法人も本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 上記4 (1)、(2) 及び (3) の資格要件を満たさない、又は満たさないことが判明した者。
- (2) 企画提案書等を提出期限に提出しない者。
- (3) 企画提案書等の作成様式に適合しない書類を作成し、提出した者。
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部を記載しない者、又は虚偽の記載をした者。
- (5) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して審査委員又は関係者に不当な接触を行った者。

## 6 参加申込書の提出

本公募に参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を1部提出し、参加要件を満たしているか確認を受けること。

### (1) 提出書類

- ① 別紙2「平成30年度IoT等活用モデル構築事業業務委託に係る公募型プロポーザル 参加申込書」
- ② 別紙3「誓約書」
- ③ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（共同企業体の場合は全構成員分を提出）  
※企画提案書の提出期限前6ヶ月前までに発行したもの（写し可）
- ④ 山形県税の納税義務を有する者は「納税証明書」（共同企業体の場合は全構成員分を提出）
- ⑤ 会社概要（パンフレット等）

### (2) 提出期限

平成30年6月15日（金）17時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※ 持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時から17時）に訪問すること。

### (4) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
山形県商工労働部工業戦略技術振興課工業技術振興担当  
電話：023-630-2368 FAX：023-630-2695  
E-mail：ykogyo@pref.yamagata.jp

## 7 質問の受付・回答

公募要領についての質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

### (1) 提出様式

別紙4「平成30年度 I o T等活用モデル構築事業業務委託に係る公募型プロポーザル 質問票」

### (2) 提出期限

平成30年6月15日（金）17時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

※持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時から17時）に訪問すること。

### (4) 提出先

上記6（4）と同じ。

### (5) 質問の回答方法

提出期限にまでに受け付けた質問に対する回答は、参加申込書提出者全員に対して、電子メールにて回答を送付する。なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

別紙5「平成30年度 I o T等活用モデル構築事業業務委託 企画提案書」

※インデックスを付して1組にまとめた正本1組及び副本6組のほか、電子データ（CD-Rとし、調達役務名及び提案者名を記載すること。また、Microsoft Office 2010バージョンで閲覧可能なファイル形式とすること。）を提出。

- ① 正本のみ押印するものとし、正本を複写したものを副本とすることができるものとする。
- ② 記載に当たっては別紙1「平成30年度 I o T等活用モデル構築事業業務委託仕様書」を参照の上、具体的な内容を記載すること。
- ③ 提案書の規格はA4版、10枚以内（鑑文、添付資料を除く。）、フォントは原則12ポイントとする。
- ④ 別途、提案書の内容を任意の様式でA3版1枚にまとめること。

### (2) 提出期限

平成30年6月29日（金）17時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時

から 17 時) に訪問すること。

(4) 提出先

上記 6 (4) と同じ。

9 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、外部有識者を含む審査委員会においてヒアリング（プレゼンテーション方式）により実施する。

なお、提案者が多数となった場合は、書類審査による第一次審査を実施する場合がある。

(2) 日時、会場等

企画提案書を提出した者に対し、別途通知する。なお、交通費は支給しない。

(3) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準により評価する。

評価項目	内容	配点	審査の視点
業務遂行能力	I o T等を活用したシステムの開発・運用実績	10 点	過去に I o T等を活用したシステムの開発・運用を行った実績があるか。又は、実績を有する者の協力が得られる体制となっているか。
	業務実施体制等	10 点	業務を遂行する上で、必要な組織、人員、体制は整っているか。 実証場所は確保されているか。
企画提案内容の適切性・有効性	企画内容	25 点	企画内容は、本事業の内容・趣旨に合致したものであるか。 導入効果検証モデルは県内産業（中小企業）に波及効果があるものか。 内容は具体的かつ適当で、実現可能なものであるか。
	実証内容	20 点	I o T等の導入により克服する具体的な課題を特定し、その課題の解決に資する導入効果検証モデルを構築し実証するものであるか。
	目標設定	20 点	導入効果の想定、実証の目標設定は適当か。 実証の成果や効果を高めるための工夫があるか。
遂行の確実性	計画工程	10 点	実施計画が無理なく組み立てられており、確実な実施・運営が見込める工程になっているか。
費用の適切性	積算内容	5 点	必要となる経費・費目を過不足なく計上し、適正に積算されているか。

			同時期に国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。
合計		100点	

## 10 企画提案の審査結果の通知

県は、審査委員の意見を踏まえ、委託候補者となる上位者及び次点者を選定することとし、審査結果は書面で7月下旬を目途に参加申込者全員に郵送で通知する。

## 11 委託契約

県は、優れた提案を行った上位者と別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。これら提案者と契約締結交渉の結果、提案者が辞退した場合、又は、本応募資格の失格事項に該当若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する。次点者と協議が整わない場合、本企画提案審査に基づく契約は行わない。

### (1) 委託契約期間

契約締結日から平成31年3月8日（金）まで

### (2) 委託契約に当たっての主な留意点

- ① 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。
- ② 委託費の支払については、原則として精算払とする。
- ③ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 12 その他

- (1) 提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、提出された書類の返却はしない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。  
なお、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製することがある。
- (2) 受託候補として決定した提案者の提出書類の著作権は、契約締結時点で山形県に帰属するものとする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関し必要な費用は本業務の対象費用に含まれず、支給しない。
- (4) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるので、審査後であっても、提案者の都合により記載内容に大幅な変更があった場合は、審査結果が取り消されることがある。
- (5) 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに（別紙6）「平成30年度 I o T等活用モデル構築事業業務委託に係る公募型プロポーザル 参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 企画提案に係る手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 本要領に定める事項のほか、本公募の実施等について必要な事項が生じた場合には、提

案者に通知する。